

大熊町原子力災害広域避難計画

令和 6 年 3 月

大 熊 町

目 次

第1章 総則	1
1. 1節 計画の目的	1
1. 2節 計画対象区域の区分	1
第2章 避難の枠組み	3
2. 1節 放射線防護の種類	3
2. 2節 区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	4
第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	4
2. 3節 原子力施設等の状態に応じた避難	5
第1 原子力施設等の状態に応じた避難	5
第2 放射性物質が環境へ放出された場合の避難	6
第3章 避難等の実施体制	7
3. 1節 避難に関する対応体制	7
第1 町の防災体制	7
第2 避難先との連携体制づくり	7
第3 行政機能の移転への備え	8
3. 2節 避難に関する情報伝達体制	8
第1 通報・情報伝達体制	8
第2 町の広報体制	8
第3 避難指示区域の広報体制	8
第4 広報内容等の整理	11
第5 広報文例	11
3. 3節 一時集合場所・避難先等	13
第1 一時集合場所	13
第2 広域避難先	13
第3 避難中継所	15
第4章 避難の実施手順	16
4. 1節 避難指示が継続する区域からの退去	16
第1 立入中止と退去準備	16
第2 退去	16
4. 2節 広域避難の基本的な枠組み	16
第1 広域避難の基本的な流れ	16
第2 一時集合場所の開設	17
第3 避難中継所の運用	18
第4 避難所の運営	18
第5 避難経路の確保	19

第 6 避難手段の確保	22
第 7 屋内退避の実施	22
4. 3節 要配慮者、学校、一時滞在者等の避難	23
第 1 要配慮者	23
第 2 病院・社会福祉施設等	23
第 3 学校等	23
第 4 一時滞在者	24
第 5 福祉避難所	24
4. 4節 安定ヨウ素剤服用及び避難退域時検査	26
第 1 安定ヨウ素剤の備蓄・配布等	26
第 2 避難退域時検査の実施	26
第 3 原子力災害医療体制	28
第 5 章 今後の対応	29
第 1 避難中継所の設置と運営	299
第 2 他市町村に避難している町民への対応	299
第 3 行政機能の移転への準備	299
第 4 広域避難計画を踏まえた訓練の実施	299
第 5 広域避難計画の啓発	299
原子力用語集	30

第1章 総則

1. 1節 計画の目的

この計画は、「大熊町地域防災計画」（以下、「町地域防災計画」という。）及び福島県原子力災害広域避難計画（以下、「県広域避難計画」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が廃止措置計画等に沿って廃炉作業を進めている原子炉施設及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき原子力事業者等が運搬に使用する容器から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に、町外への広域避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、必要な事項を定めるものである。

1. 2節 計画対象区域の区分

県地域防災計画原子力災害対策編では、避難指示区域における防護措置は、福島第一原子力発電所と福島第二原子力発電所で同様とするが、避難指示が解除された地域における防護措置については、市町村の意向に配慮し実施することとしている。

町地域防災計画では、原子力災害対策指針及び県の考え方を踏まえつつ、下表のように原子力災害対策の重点区域を設定している。

重点区域の設定範囲（国の基準）

区域区分		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力災害対策重点区域	予防的防護措置を準備する区域 (P A Z)	—	原子力施設からおおむね半径5kmを目安に設定
	緊急防護措置を準備する区域 (U P Z)	いわき市、田町市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾町、飯舘町（各市町村全域）	

(P A Z : Precautionary Action Zone、 U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone)

なお、福島第一原子力発電所における P A Z については、指針に基づき設定されない。

また、福島第二原子力発電所に係る P A Z については、原子力施設から概ね半径 5 km を目安として設定されることとなっている。

本町は、半径 5 km 圏よりわずかに外れているものの至近であるため、町として P A Z の対応を基本とする。



図 大熊町周辺と原子力発電所の位置

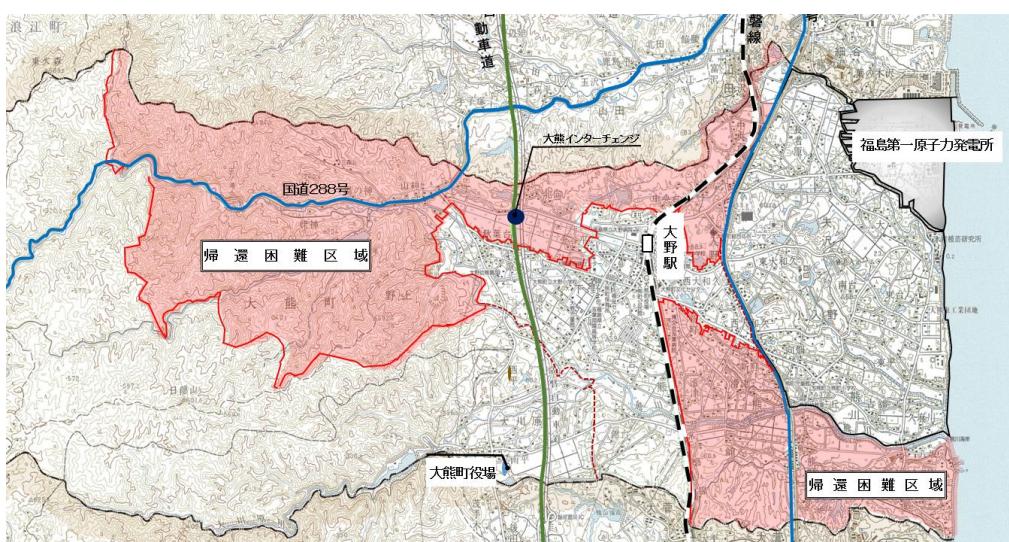


図 避難指示区域（帰還困難区域）の位置

第2章 避難の枠組み

2. 1節 放射線防護の種類

原子力災害時に住民がとるべき被ばくを避けるための主な行動として、「屋内退避」「避難」「一時移転」の3種類（以下「避難等」という。）がある。

【主な防護措置】

屋内退避

屋内退避は、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、社会福祉施設・病院等においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建物への屋内退避が有効である。

避 難

避難は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものである。

予防的防護措置を準備する区域（P A Z）では、原子力施設の状況悪化に応じて、放射性物質放出前に避難するものとされている。

一時移転

一時移転も住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置である。一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。

2. 2節 区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

原子力施設において異常事態が発生した場合には、原子力災害対策指針に基づく①から④の区分に応じて防護措置を実施することとされている。その際に、どの緊急事態区分に該当する状況であるかを判断するために原子力施設毎に定められる基準が緊急時活動レベル(E A L : Emergency Action Level)である。

- ①情報収集事態¹
- ②警戒事態
- ③施設敷地緊急事態
- ④全面緊急事態

各緊急事態区分における防護措置の概要は次のとおりである。

表 緊急事態区分、緊急時活動レベル、防護措置の関係（概要）

緊急事態区分	緊急時活動レベル(E A L) の基準概要	防護措置の概要	
		避難指示区域	避難指示区域 でない区域
(通常業務での対応)	E A Lに至らない通常時における、事業者との通報連絡協定に基づく通報、県からの連絡等	■情報収集 <ul style="list-style-type: none">・事業者、県との情報連絡	
情報収集事態	原子力事業所立地市町村で震度5弱、5強の地震が発生した場合	■情報収集等 <ul style="list-style-type: none">・国、県との情報連絡・警戒事態への移行準備	
警戒事態(E A L 1) (その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、要避難者 ² の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階)	<ul style="list-style-type: none">・原子力事業所立地市町村において、震度6弱以上、大津波警報が発表された場合・原子力規制庁審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合など	■一時立入の中止等 <ul style="list-style-type: none">・一時立入の中止・避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	■P A Z内防護措置の準備着手 <ul style="list-style-type: none">・情報収集の実施・要避難者の防護措置の準備を開始

¹ 情報収集事態の定義は、「原子力災害対策マニュアル」原子力防災会議幹事会（令和4年9月2日）による。他は対策指針。

² 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

緊急事態区分	緊急時活動レベル（E A L）の基準概要	防護措置の概要	
		避難指示区域	避難指示区域でない区域
施設敷地緊急事態（E A L 2） (公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主要な防護措置の準備を開始する必要がある段階)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材の漏えい ・全交流電源喪失（5分以上継続） ・原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下 ・原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失 原子炉制御室の使用不能など 	<p>■一時立入している住民等の退去開始</p>	<p>■P A Z 内の全住民の避難等予防的防護措置の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要避難者の防護措置の実施 ・情報収集体制の強化
全面緊急事態（E A L 3） (公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の非常停止が必要な場合において ・原子炉を停止する全ての機能が喪失、原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達 ・原子炉を冷却する全ての機能が喪失、全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続 ・炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知 ・原子炉制御室等の使用不能 ・敷地境界の空間放射線量率 $5 \mu \text{Sv/h}$ が10分以上継続³ 	—	<p>■P A Z 内の全住民の避難、安定ヨウ素剤の服用等、予防的防護措置の実施</p>

2. 3節 原子力施設等の状態に応じた避難

本計画では、事態がE A L 1からE A L 3に徐々に推移する状況で放射性物質放出前に安全に避難するケースを基本としつつ、いずれかの事態の推移の中で突然放射性物質の大量放出が起きてしまうケースも想定する。それぞれのケースにおける対応は以下のとおりである。

第1 原子力施設等の状態に応じた避難

原子力施設の状態に応じた事態がE A L 1から徐々に推移する場合の避難は、原則として、放出前に予防的に実施するものであり、その概要は次図の通りである。

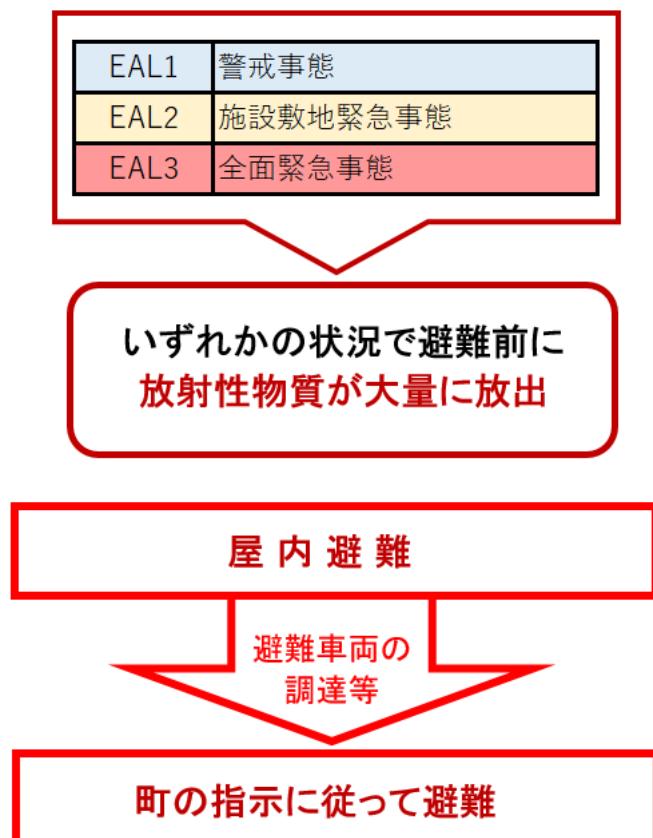
³ 避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量(3ヶ月平均)+ $5 \mu \text{Sv/h}$ 検出時とする。

	避難指示区域	避難指示区域でない区域
【E A L 1】 警戒事態	①一時立入の中止 ②避難指示区域内に一時立入している住民等の退去準備	③施設敷地緊急事態要避難者の避難準備
【E A L 2】 施設敷地 緊急事態	④一時立入している住民等の退去開始	⑤施設敷地緊急事態要避難者の避難
【E A L 3】 全面緊急事態		⑥全住民の避難 ⑦必要に応じて安定ヨウ素剤服用

第2 放射性物質が環境へ放出された場合の避難

本町は全域をPAZとしていることから、放射性物質が放出される以前に避難を完了していることが必要である。ただし、想定外の事態の推移により、避難完了前に放射性物質が環境へ放出された場合には、町民は即座に屋内退避を行い、避難の準備を行うものとする。

なお、避難は、町の指示に従って実施するものとし、町は、国、県の助言を得ながら、町民への避難開始の指示、避難方向の指示等を行うものとする。



第3章 避難等の実施体制

3. 1節 避難に関する対応体制

第1 町の防災体制

町は、緊急事態区分に応じて次表の体制をとるものとする。

原子力防災上必要と判断した場合は、速やかに職員を非常招集し、町長を本部長とする警戒本部又は災害対策本部（以下、「町本部」という。）を設置する。

なお、突然放射性物質が放出されるなどの事態となった場合には、事態の進展に関わらず、災害対策本部を設置する。

表 町の防災体制の設置要件

緊急事態区分	体制名	動員配備※
情報収集事態	特別警戒配備体制	1号
警戒事態 (E A L 1)	非常配備体制 (警戒体制)	3号
施設敷地緊急事態 (E A L 2)	非常配備体制 (災害対策本部体制)	4号
全面緊急事態 (E A L 3)		

※動員配備は一般災害と同一

第2 避難先との連携体制づくり

町は、避難先市町村と避難先施設の選定や避難中継所（後述）の設置、情報連絡体制、避難住民に係る情報の把握及び避難所等の運営体制について、県の仲介の下、調整を行い、広域避難体制の構築及び連携体制の維持・強化を図るものとする。

なお、避難先市町村と広域避難に関する協定の締結等に取り組むものとする。

第3 行政機能の移転への備え

町は、原子力緊急事態宣言が発出されるなど、庁舎としての機能維持が困難となり、住民の避難先となった避難先市町村に行政機能が移転する事態となった場合においても住民に対する行政サービスの継続性が確保できるよう、あらかじめ代替施設を選定しておくものとする。また、機能移転に必要な情報や移転する備品等を事前に検討する。

なお、移転にあたっては、まず住民等の避難を優先して実施し、その後に、移転するものとする。

3. 2節 避難に関する情報伝達体制

第1 通報・情報伝達体制

国、県及び原子力事業者からの異常事態等の通報・情報伝達体制は次頁のとおりである。

第2 町の広報体制

町は、以下のような複数の手段を通じて、町民への効果的な情報伝達・広報に努める。

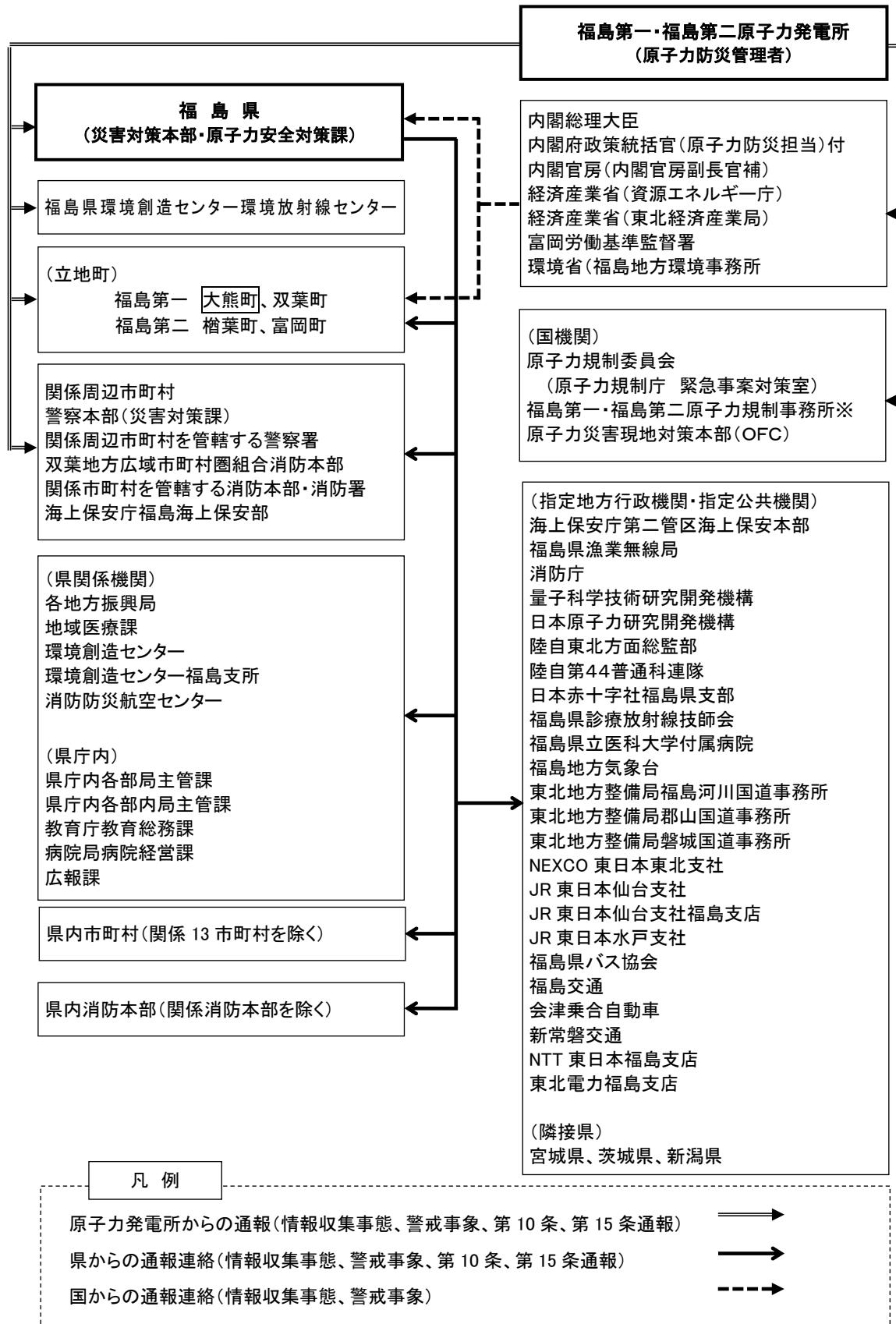
- ア 防災行政無線による放送
- イ NHKデータ放送等の災害時情報共有システム（Lアラート）による放送
- ウ 広報車、消防・消防団、警察等による巡回広報
- エ 緊急通報メール（エリアメール）など、携帯電話等へのメールの配信
- オ X（旧ツイッター）やフェイスブックなどSNSへの配信
- カ 町ホームページへの掲載

なお、町は、障がい者や高齢者、外国人等に対する情報提供にも配慮する。

第3 避難指示区域の広報体制

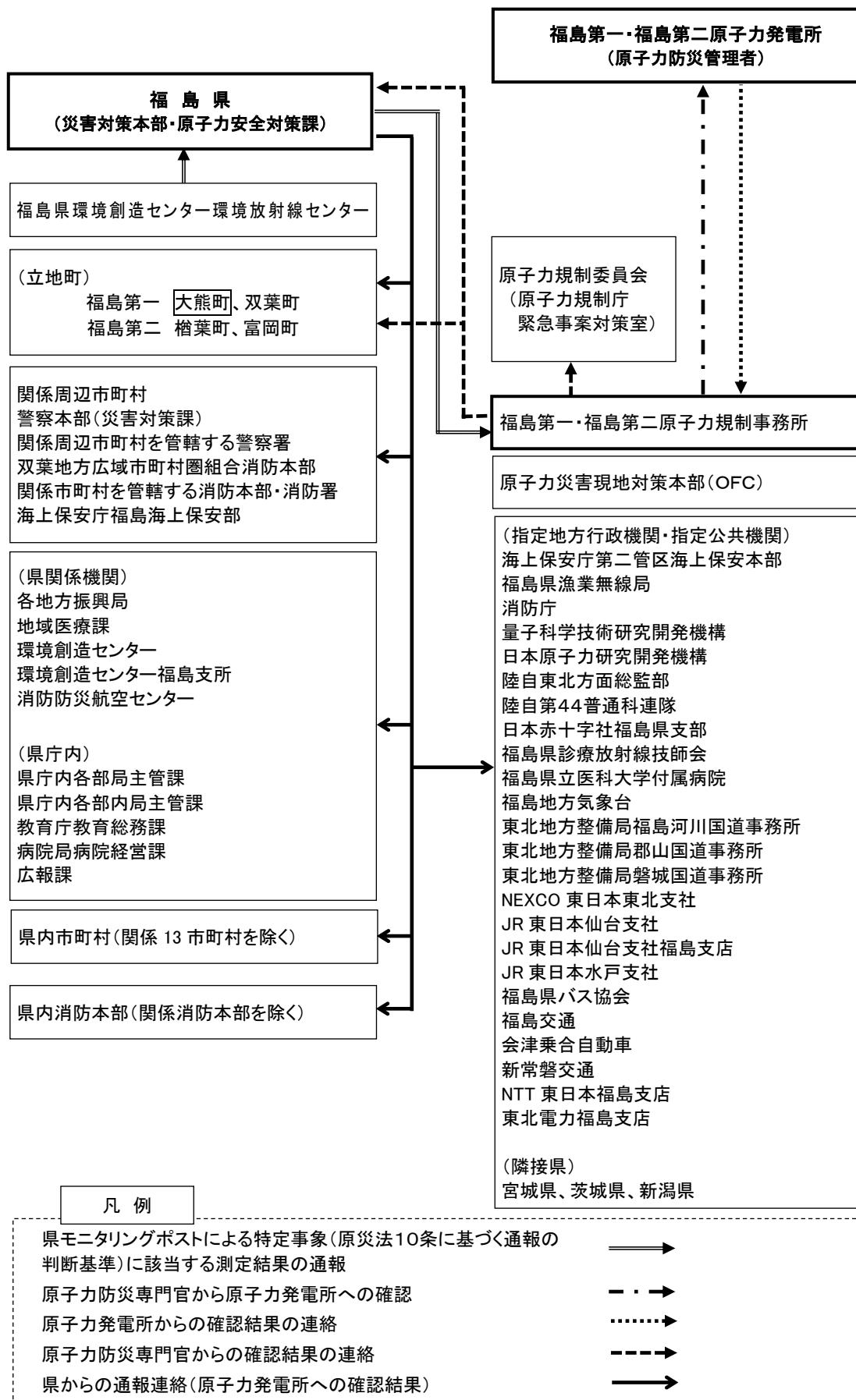
町は、避難指示区域への立入者（災害復旧や除染等の一時滞在者含む）への具体的な広報・情報伝達の仕組みを構築する。

福島第一原子力発電所・第二原子力発電所に係る緊急時通報連絡系統図
通報連絡系統図(情報収集事態・警戒事象・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合)



※福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

通報連絡系統図(県モニタリングポストにより $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を観測した場合)



第4 広報内容等の整理

住民広報については、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理しておくものとする。

<住民広報のタイミング（例）>

- ア 特定の事象に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
- イ 特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- ウ 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合
- エ 屋内退避、避難準備、避難指示等を伝達する場合
- オ 放射性物質が放出された場合
- カ 緊急時モニタリング結果がまとめた場合
- キ その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）

<住民への広報、指示伝達にあたっての留意すべき基本的事項>

- ア 住民の混乱を避けるため、同一事象に対する広報内容は同一とし、区域ごとに異なる内容の広報は行わない。
- イ 情報の信憑性を確保するため、行政からの情報であることを明らかにする。
- ウ 住民の混乱を避けるため、住民に対して具体的に取ってほしい行動を明らかにする。
- エ 状況によっては、広報内容が聞き取りにくい場合が想定されるため、できる限り短い文章でわかりやすい表現を用いる。（専門用語の使用は避ける。）
- オ 確実に情報を伝えるため、重要な情報は繰り返し広報する。
- カ 放射線は五感で感じることができないため、住民へ情報を伝える際には、現在の気象と今後の気象予報、緊急時モニタリング結果（実測値の変動傾向等）、事故の規模などを分かりやすく伝える。
- キ 情報の途絶は、住民の不安感を助長することになるため、状況に変化がない場合であっても、一定間隔での定期的な広報を実施する。
- ク 事故の状況や影響に加え、その対策や見通しなどを正しく伝えることで住民に冷静な判断・行動を促す。

第5 広報文例

原子力災害は、事象の進展に一定の時間を要することが想定されていることから、一般的な災害時広報とは異なり、一刻を争うよりも、正しく情報を伝達することが重要である。このことを踏まえ、広報・伝達内容例は以下のとおりである。

なお、広報車による巡回広報では、情報を入手するよう注意喚起を行うものとする。

ア 警戒事態における広報

こちらは、防災大熊広報です。

本日午前（午後）○時○分頃、「○○原子力発電所」で事故が発生しました。

放射性物質は外部に漏れていません。

住民の皆さんは、不要不急の外出を控え、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

避難指示区域内にいる方や、お年寄りや障がいがあり避難に時間のかかる方、妊婦、乳幼児、乳幼児をお連れの方、安定ヨウ素剤の服用ができない方は、いつでも避難できるよう準備してください。

町では、詳しい情報の収集に当たっています。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

(以上繰り返し)

イ 施設敷地緊急事態における広報

こちらは、防災大熊広報です。

大熊町災害対策本部から、緊急のお知らせです。

本日午前（午後）〇時〇分頃、「〇〇原子力発電所」で重大な事故が発生しました。

放射性物質は外部に漏れていませんが、放射線被ばくを防ぐため（念のため）、避難指示区域内にいる方は避難指示区域から退去してください。

お年寄りなどの原子力災害時の避難行動要支援者となっている方※、妊婦、乳幼児、乳幼児をお連れの方、安定ヨウ素剤の服用ができない方は、自家用車で会津若松市・喜多方市の（避難中継所施設名）に避難するか、各地区の一時集合場所に集まって下さい。支援者の方は、避難の支援をして下さい。

その他の住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

(以上繰り返し)

※「原子力災害時の避難行動要支援者」とは、正式には寝たきりで動かすことにリスクがある人などを除く要配慮者のこと

ウ 全面緊急事態（避難等指示時広報）

こちらは、防災大熊広報です。

大熊町災害対策本部から、緊急のお知らせです。

本日午前（午後）〇時〇分頃、「〇〇原子力発電所」で重大な事故が発生しました。

放射性物質は外部に漏れていませんが、放射線被ばくを防ぐため（念のため）、町民の皆さんは、安全な地区まで避難することとなりました。

自家用車で会津若松市・喜多方市の（避難中継所施設名）に避難するか、各地区の一時集合場所に集まって下さい。

(以上繰り返し)

エ 屋内退避指示時広報

こちらは、防災大熊広報です。

大熊町災害対策本部から、緊急のお知らせです。

本日午前（午後）〇時〇分頃、「〇〇原子力発電所」で重大な事故が発生し、放射性物質が放出されました。

放射線被ばくを防ぐため、自宅などの建物の中に退避して下さい。

町では、引き続き詳しい情報の収集に当たっています。

住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

(以上繰り返し)

3. 3節 一時集合場所・避難先等

第1 一時集合場所

一時集合場所は、自家用車で避難できない住民が集まって町の用意するバス等で避難する際の集合場所である。一時集合場所は、次のとおり選定する。

1. 大熊町役場
2. 大熊町立学び舎ゆめの森
3. 東京エネシス福島総合支社
4. 東京パワーテクノロジー（株）福島原子力事業所

第2 広域避難先

本町の広域避難先については、県の調整のもと、次表に示す施設が避難所となった。

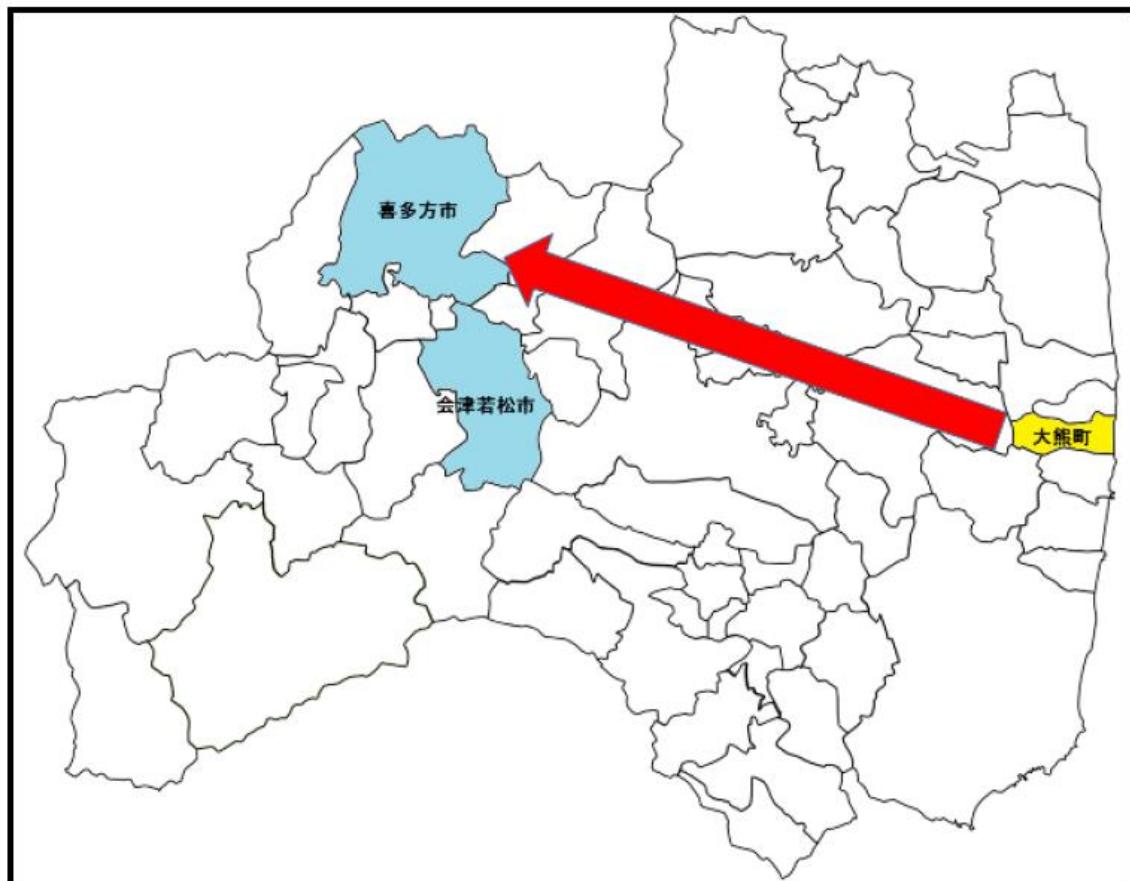


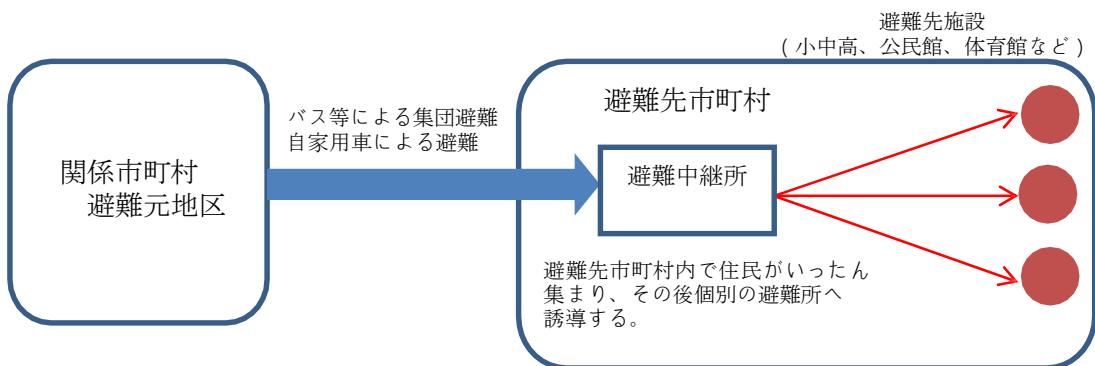
表 広域避難先の避難所一覧（震災前人口を対象とした避難所確保計画）

表 広域避難先の避難所一覧

避難元市町村	地区名	避難所（◎避難中継所）
大熊町	避難指示解除区域 (大川原1区、大川原2区、中屋敷)	<ul style="list-style-type: none"> ・あいづ総合体育館672人 ・第二中学校（体育館）390人 ・第三中学校（体育館）320人 ・第四中学校（体育館）280人 ・第五中学校（体育館）278人 ・会津高等学校（北体育館、格技場、南体育館）840人 ・会津工業高等学校（北体育館、南体育館）745人 ◎若松商業高等学校（第1体育館、第2体育館、格技場）886人
	特定復興再生拠点区域 (下野上地区・夫沢地区・小入野地区・熊地区・野上地区の一部)	<ul style="list-style-type: none"> ・押切川公園（体育館）823人 ・喜多方プラザ文化センター203人 ・喜多方高等学校（第1体育館）340人 ・喜多方高等学校（第2体育館）240人 ・喜多方高等学校（格技場）110人 ・喜多方桐桜高等学校（北体育館）245人 ・喜多方桐桜高等学校（南体育館）262人 ・喜多方桐桜高等学校（武道場）103人

第3 避難中継所

避難誘導にあたっては、県と連携して、避難経路上に避難中継所の設置を検討するものとされている。避難中継所のイメージは次のようなものとされている。



大熊町としての避難所は、下表の通り「会津若松市」と「喜多方市」の避難所とするが、原則として、避難中継所は「若松商業高等学校」とする。

避難先市町村	避難中継所 (◎)
会津若松市	<ul style="list-style-type: none">・あいづ総合体育馆・第二中学校（体育馆）・第三中学校（体育馆）・第四中学校（体育馆）・第五中学校（体育馆）・会津高等学校（北体育馆、格技場、南体育馆）・会津工業高等学校（北体育馆、南体育馆）◎若松商業高等学校（第1体育馆、第2体育馆、格技場）
喜多方市	<ul style="list-style-type: none">・押切川公園（体育馆）・喜多方プラザ文化センター・喜多方高等学校（第1体育馆）・喜多方高等学校（第2体育馆）・喜多方高等学校（格技場）・喜多方桐桜高等学校（北体育馆）・喜多方桐桜高等学校（南体育馆）・喜多方桐桜高等学校（武道場）

第4章 避難の実施手順

4. 1節 避難指示が継続する区域からの退去

第1 立入中止と退去準備

警戒事態（E A L 1）では、避難指示が継続する区域への立入を中止する。

また、すでに立入をしている町民及び公益目的の一時立入者は、退去の準備を行うものとする。

なお、避難指示区域では、防災行政無線が聞こえにくい場所、携帯電話などがつながり難い場所で、通常の広報手段では伝達が行き届かないことも考えられる。そのため、国と連携し、通常の広報手段以外に、避難指示区域のパトロールの実施などにより退去の準備を呼びかける。

第2 退去

施設敷地緊急事態（E A L 2）となった場合、町は、避難指示区域に一時立入している住民に対して、退去を指示する。

避難指示区域への立入には、自家用車、事業者等の車・バス、国が用意したバスを使用しているため、町内からの退去は、これらの車両を使って実施する。

また、立入者は、町内から避難先または自宅等へ戻ることを退去とする。

4. 2節 広域避難の基本的な枠組み

第1 広域避難の基本的な流れ

町は、国、県と連携して、広域避難の実施について判断、指示するものとする。

また、放射性物質が放出された場合、町は、まず屋内退避を指示し、準備が整い次第避難を実施するものとする。

広域避難における町民の移動の基本的流れは次図に示す通りである。広域避難の際には、以下の点に留意するものとする。

〔広域避難する際の留意事項〕

- ア 長袖、長ズボン、マスクを着用する。
- イ 携行品は最小限にし、常備薬や身分証明書、貴重品等、必要なものだけにする。
- ウ 避難する前に電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓などを閉める。
- エ 窓、ドアの施錠をする。
- オ 近隣の住民に声を掛け、協力しながら避難する。

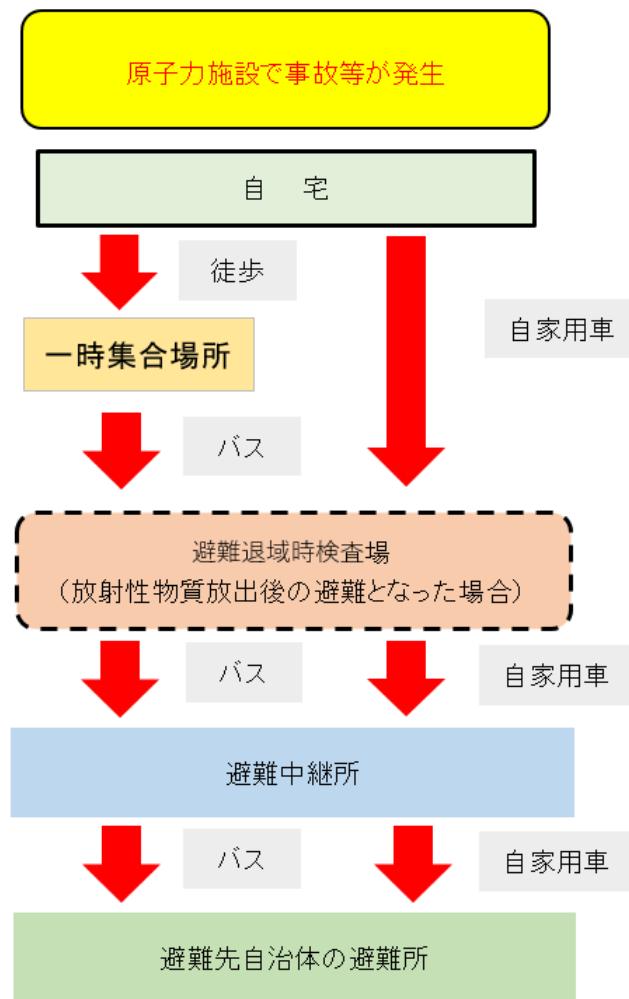


図 広域避難の基本的な流れ

第2 一時集合場所の開設

一時集合場所とは、避難を実施する際、自家用車等の移動手段がない住民に対して、バス等による移動を行うために、住民が集合する場所である。広域避難が必要となった場合における一時集合場所の開設・運営体制は次のとおりとする。

ア 町は、広域的な避難の必要が生じた場合は、一時集合場所を開設し、住民と協力してその運営を行うものとする。

イ 一時集合場所等を開設した場合、町は、その旨を速やかに住民等に周知し、円滑な避難誘導に努めるとともに、速やかに各一時集合場所に職員を配置するとともに、集合する住民を把握するものとする。

尚、一時避難場所は以下の通りとする。

1. 大熊町役場
2. 大熊町立学び舎ゆめの森
3. 東京エヌシス福島総合支社
4. 東京パワーテクノロジー（株）福島原子力事業所

第3 避難中継所の運用

町では広域避難を支援するため、必要に応じて避難中継所を設置する。

避難中継所は、以下のような機能を有する。

- ・ 避難者数等の情報把握
- ・ 避難者へ避難所や交通状況などの情報提供
- ・ トイレ・食事・燃料等の提供
- ・ 駐車スペース、仮眠スペースの提供
- ・ 避難所への輸送拠点
- ・ 避難退域時検査場の設置

なお、避難中継所は「若松商業高等学校」である。

第4 避難所の運営

1 避難所の開設と運営

広域避難にかかる避難先の確保・受入などの準備、避難所等を設置する場合の県と市町村間の連携、役割分担、運営要員の確保をはじめとする運営体制は以下のとおりとする。

- ア 県は、関係市町村の区域を越える広域的な避難の必要が生じた場合は、避難所等の開設等に当たって、避難先市町村及び県有施設の管理者に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施について協力を要請するものとする。
- イ 県から要請を受けた避難先市町村等は、町と協議のうえ、本計画等に定める避難先施設の中から受け入れに必要な避難所等を開設し、町と協力してその運営を行うものとする。
- ウ 避難開始当初は、町は住民の迅速な避難に全力をあげなければならないため、避難所等の開設・管理、避難住民の誘導等などの業務については、避難先市町村の避難所に避難する場合には、避難先市町村が対応するものとし、県有施設に避難する場合には、県が主体的に対応するものとする。なお、県は、必要に応じて、避難先市町村の指定避難所等についても、職員を速やかに派遣するものとし、あらかじめ派遣体制を整えておくものとする。
- エ 避難所等を設置した場合は、町は、その旨を速やかに住民等に周知し、円滑な避難誘導に努めるとともに、速やかに各避難所等に職員を配置し、避難先市町村から避難所等の運営を引継ぎ、できるだけ早期に、避難住民、ボランティア等と連携し、避難所等の自主運営体制へ移行するものとする。
- オ 避難所等の施設管理は、避難所等の運営体制にかかわらず、施設管理者が行うものとする。

2 避難者の健康管理

町は、避難者に対し、放射線による被ばくや放射性物質による汚染、健康に及ぼす影響、生活環境の変化等による不安などに対応するため、県と連携し、必要に応じて救護所等の設置、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。

3 避難者の安否情報の把握

町は、一時集合場所、避難中継所、避難所において避難者情報を把握するほか、マスコミを通

じて避難者に避難先情報を連絡するよう呼びかけるなどして避難者の所在を把握し、支援情報等の提供に備えるものとする。

4 広域福祉避難所の運営

広域福祉避難所の確保・受入などの準備、運営体制は以下の通りとする。

- ア 広域福祉避難所は、県が避難先市町村に要請し、要請を受けた避難先市町村は、町と協議のうえ開設する。なお、広域福祉避難所の運営については、県が作成した「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」を参考とする。
- イ 避難開始当初は、広域福祉避難所の開設・管理、避難住民の誘導等など避難住民の受入業務については、避難先市町村が主体的に対応するものとする。

5 物資の供給体制

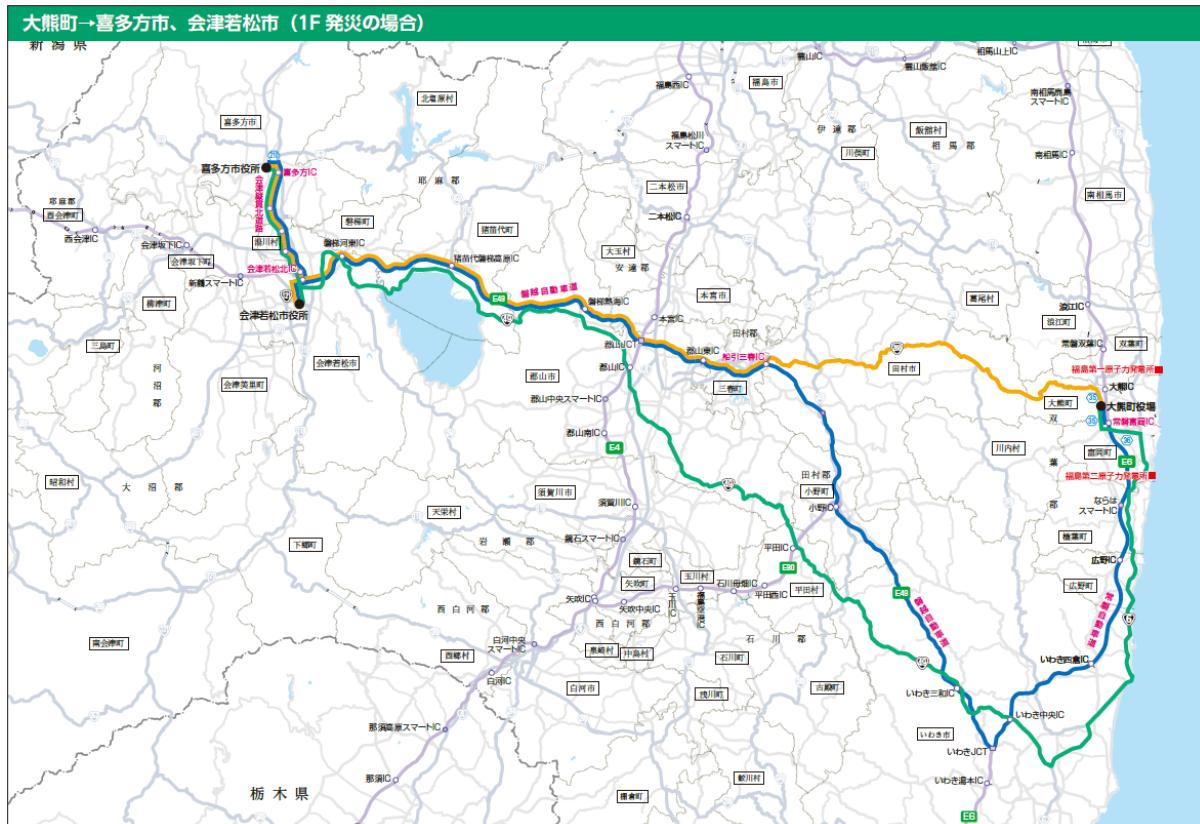
町は、広域避難を円滑かつ迅速に実施できるよう、県及び避難先市町村と連携し、避難所ごとの配備計画を作成のうえ、指定避難所において、順次、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、放射線測定器等の原子力防災資機材等を計画的に配備していくものとする。

なお、県は国に対しては、原子力防災資機材等の配備に係る十分な財源措置を働きかけていくものとする。

第5 避難経路の確保

避難等の輸送に当たっては、あらかじめ、複数の避難経路を想定しておくこととされ、県広域避難計画において、次図に示す候補ルートが示されている。

広域避難が必要となった場合、町は、国、県、警察、道路管理者と連携して、事故の発生した原子力施設と道路状況等を勘案して、適切と考えられる避難ルートを設定し、町民に周知するものとする。



主な広域避難ルート（1F発災の場合）

【大熊町→喜多方市】

- 【オレンジ】 県35→国288→磐越自動車道→国121→県210
- 【緑】 県35→県36→国6→国49→国121→県210
- 【青】 県35→常磐自動車道→磐越自動車道→国121→県210

【大熊町→会津若松市】

- 【オレンジ】 県35→国288→磐越自動車道→国121
- 【緑】 県35→県36→国6→国49→国121
- 【青】 県35→常磐自動車道→磐越自動車道→国121

図 主な広域避難ルート（1F発災の場合）



主な広域避難ルート（2F 発災の場合）

【大熊町→喜多方市】

- 【オレンジ】 県35→国288→磐越自動車道→国121→県210
- 【緑】 県35→常磐自動車道→国114→国349→国459→東北自動車道→
磐越自動車道→国121→県210
- 【青】 県35→常磐自動車道→県12→国349→国459→東北自動車道→
磐越自動車道→国121→県210

【大熊町→会津若松市】

- 【オレンジ】 県35→国288→磐越自動車道→国121
- 【緑】 県35→常磐自動車道→国114→国349→国459→東北自動車道→
磐越自動車道→国121
- 【青】 県35→常磐自動車道→県12→国349→国459→東北自動車道→
磐越自動車道→国121

図 主な広域避難ルート（2F 発災の場合）

第6 避難手段の確保

避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車等をはじめ、町等が用意したバス、鉄道等の公共交通機関、国、県、町及び防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するものとする。

輸送手段の確保に関する基本的な考え方は次のとおりである。

- ア 自力で避難可能な住民については、原則として避難指示に従って自家用車により避難するものとする。この場合、渋滞を極力避けるため家族または近所の住民との乗り合わせにより避難する。
- イ 自家用車等による避難が困難な住民は、一時集合場所からバス等により避難する。
- ウ バスによる避難については、町が所有するバスだけでは不足するため、県が（公社）福島県バス協会と締結している協定に基づき、一時集合場所、学校等必要な箇所へ確実に手配できるよう、あらかじめ体制を整えておくものとする。
- 尚、バスによる避難にあたっては、原則として県または町の職員等が同乗するものとする。
- エ 鉄道による避難が可能な場合は、東日本旅客鉄道（株）等の鉄道事業者の協力を得て積極的に活用するものとする（縁故先への避難、要配慮者避難等）。
- オ 町は、要配慮者の避難などに福祉車両等が利用できるよう、社会福祉協議会等の協力を得るとともに、自衛隊や海上保安庁等の車両、船舶、ヘリコプター等が利用できるよう、関係機関と県を通じて協議を行うものとする。
- カ バスの安全と円滑な運行のために、警察車両による先導の可能性について検討しておくものとする。

第7 屋内退避の実施

想定外の事態の推移により、避難完了前に放射性物質が環境へ放出された場合には、町は即座に屋内退避を指示するものとする。

屋内退避では、外出は極力避けることが望ましく、やむを得ず外出する場合はなるべく短時間にし、次の点に注意する。

- a 徒歩よりは車で移動する。
- b マスク（ないときはハンカチでも可）をする。
- c 肌を出さないように長袖・帽子を着用する。
- d 雨に濡れないようにする。
- e 放射性プルーム⁴通過や降雨の情報がある場合にはできるだけ屋内に退避する。

なお、町は、国、県の助言を得ながら、町民への避難開始の指示、避難方向の指示等を行うものとする。

⁴ 原子力施設等から放出された微細な放射性物質が、大気に乗って煙のように流れていく現象。

4. 3節 要配慮者、学校、一時滞在者等の避難

第1 要配慮者

1 在宅避難行動要支援者の避難支援

在宅避難行動要支援者とは、自宅にいるが避難行動に不安のある者のことである。原則として、避難所へ避難するものとするが、自力での避難行動が困難な要介護者など、避難所での生活に介護等特別な配慮を必要とする場合は、受け入れ先となる福祉避難所が開設され次第、その福祉避難所へ移動を行うものとする。

なお、寝たきり等のため避難することで健康リスクが高まる者については、原則として避難先の受入体制、福祉車両等の搬送手段が整った状況で避難するものとする。

町は、消防機関、民生委員及び自主防災組織等の協力のもと、避難所等への誘導を行うものとする。

2 在宅要配慮者の避難支援

町は、県及び関係機関と連携し、在宅要配慮者個々の状況を踏まえ、情報伝達、 支援等の方法をあらかじめ定めておくものとする。

第2 病院・社会福祉施設等

医療施設・社会福祉施設等の入所者のいる施設（以下「入所施設等」という。）の施設管理者は、あらかじめ入所施設等の策定した避難計画により入所者等を避難させるものとする。

なお、これらの施設では、東日本大震災時に、避難先や搬送手段及び避難途上の渋滞、避難後も続く食料・物資の不足など劣悪な避難環境による死者の発生もあったことから、入所者等の避難実施は、受入先や避難手段について十分な準備が整ってから避難を開始することとし、それまでの間は屋内退避を実施とするものとする。

第3 学校等

園児、児童、生徒等（以下、「生徒等」という。）の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示が発せられた場合、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育所等（以下、「学校等」という。）の施設管理者は、あらかじめ学校等が定めた避難計画等に基づき対処するものとする。

なお、学校等からの帰宅が困難な場合、または、被ばく軽減の観点から自宅等へ帰ることが必ずしも適当でない場合には、学校等からの集団避難を行うものとする。

学校等における基本的な考え方は次のとおりである。

ア　学校等から避難する生徒等は迅速に避難できるよう、原則としてバス等による集団避難を行うものとする。

イ　集団避難を行う際のバス等については、町所有のバス等だけでは不足する場合には、県が、学校等必要な箇所へ手配するものとする。

第4 一時滞在者

観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、適切に情報提供を行うとともに、早期の帰宅を求めるものとし、早期帰宅が困難な場合には、一時集合場所または避難所等への避難を促すものとする。

第5 福祉避難所

避難所での福祉避難所は、下表の通りとする。福祉避難所での避難が必要な方は、事前に連絡をとり、福祉避難所で避難する。

No.	市町村	種別	福祉避難所の名称	連絡先			
				〒	住所	電話	FAX
1	会津若松市	5 特別支援学校	県立会津支援学校	965-0006	会津若松市一箕町鶴賀下柳原102	0242-32-2242	0242-32-6079
2	会津若松市	1 高齢者施設	会津敬愛苑	969-6188	会津若松市北会津町東小松字南古川1番地	0242-56-5822	0242-56-5815
3	会津若松市	1 高齢者施設	会津みどりホーム	965-0062	会津若松市神指町北四合伊丹堂55-1	0242-22-6511	0242-37-7729
4	会津若松市	1 高齢者施設	芦ノ牧ホーム	969-5147	会津若松市大戸町芦牧壇/下845	0242-92-3171	0242-92-3029
5	会津若松市	1 高齢者施設	絆	965-0202	会津若松市湊町共和西田面180	0242-96-1101	0242-96-1102
6	会津若松市	1 高齢者施設	枝雪零苑	965-0001	会津若松市一箕町松長下長原152	0242-39-2777	0242-39-2828
7	会津若松市	1 高齢者施設	南花畑デイサービスセンター	965-0874	会津若松市南花畑2-58	0242-27-3922	0242-27-3922
8	会津若松市	1 高齢者施設	北会津デイサービスセンター	965-0111	会津若松市北会津町下荒井字矢倉林1	0242-58-0032	0242-58-0032
9	会津若松市	2 障害者施設	ゆめみっこ	965-0057	会津若松市町北町上荒久田字鈴木7	0242-33-8818	0242-33-8818
10	会津若松市	2 障害者施設	こもれび	965-0045	会津若松市西七日町2-29	0242-93-9488	0242-93-9488
11	会津若松市	2 障害者施設	夢の樹	965-0003	会津若松市一箕町大字八幡滝沢82-3	0242-23-8898	0242-23-8898
12	会津若松市	2 障害者施設	アガッセ	965-0082	会津若松市神指町榎木檀73	0242-39-2271	0242-32-3930
13	会津若松市	2 障害者施設	りんどうの家	969-5141	会津若松市大戸町小谷川端1	0242-92-3321	0242-92-3322
14	会津若松市	9 その他	北会津保険センター	965-0111	会津若松市北会津町下荒井字矢倉林1	0242-58-0031	0242-58-0032
15	会津若松市	9 その他	河東保健センター	969-3481	会津若松市河東町郡山字中子山44	0242-75-3325	-
16	会津若松市	9 その他	はる	965-0005	会津若松市一箕町大字亀賀字藤原22-16	0242-23-4360	-
17	会津若松市	2 障害者施設	アクティブ	965-0005	会津若松市一箕町大字亀賀字藤原22-16	0242-23-4361	-
18	会津若松市	1 高齢者施設	菜の花	965-0005	会津若松市一箕町大字亀賀字藤原22-16	0242-23-4363	-
19	会津若松市	2 障害者施設	ピーターパンデイサービスセンター	965-0103	会津若松市真宮新町南四丁目78	0242-58-1131	-
20	会津若松市	1 高齢者施設	介護老人保健施設 美野里	969-6188	会津若松市北会津町東小松字南古川12番地	0242-56-5000	0242-56-5004
21	会津若松市	1 高齢者施設	プラセール日新	965-0861	会津若松市日新町10-10	0242-28-6581	0242-28-6517
22	会津若松市	2 障害者施設	Welfare希星	965-0841	会津若松市門田町大字日吉字笊籬田19	0242-23-7220	0242-28-7286

No.	市町村	種 別	福祉避難所の名称	連絡先			
				〒	住 所	電話	FAX
23	会津若松市	2 障害者施設	Life希星	965-0841	会津若松市門田町大字日吉字 笊籬田19	0242-23-7220	0242-28-7286
24	会津若松市	1 高齢者施設	悠悠いきいき俱楽部あ いづ	965-0037	会津若松市中央二丁目1-21	0242-37-2166	0242-85-7021
25	会津若松市	2 障害者施設	グループホームTOMO	969-3471	会津若松市河東町広田字沢目 56	0242-75-3809	0242-75-3809
26	会津若松市	2 障害者施設	ホームはな	969-3471	会津若松市河東町広田字広田 130	0242-75-3809	0242-75-3809
27	会津若松市	9 その他	どうみょう子ども園	965-0042	会津若松市大町二丁目1-45	0242-25-3636	0242-32-5133
28	会津若松市	1 高齢者施設	丘の一番星、そらと星 のパラード	965-0001	会津若松市一箕町松長一丁目 19	0242-93-5766	0242-93-5767
29	会津若松市	1 高齢者施設	デイサービスセンター陽 だまりの家	965-0848	会津若松市飯寺北一丁目9-28	0242-28-5380	0242-28-5384
30	会津若松市	1 高齢者施設	会津長寿園	965-0825	会津若松市門田町大字黒岩字 五百山丙459-3	0242-27-1797	0242-27-6250
31	会津若松市	3 児童福祉施設	会津児童園	969-5141	会津若松市大戸町小谷川端79 番地	0242-92-3250	0242-92-3259
32	喜多方市	1 高齢者施設	過疎高齢者生活福祉セン ター「しゃくなげホーム」	969-4139	喜多方市山都町字北松ノ前 3144	0241-38-3100	0241-38-3137
33	喜多方市	1 高齢者施設	高齢者生活福祉セン ター「かたくり荘」	969-4303	喜多方市高郷町揚津字袖山甲 3067-3	0241-44-7111	0241-44-7112
34	喜多方市	9 その他	喜多方市総合福祉セン ター	966-0043	喜多方市字上江3646-1	0241-23-3231	0241-23-3296
35	喜多方市	9 その他	熱塩加納保健福祉セン ター「夢の森」	966-0104	喜多方市熱塩加納町米岡字下 平乙609	0241-36-3112	0241-36-2776
36	喜多方市	9 その他	塩川保健福祉センター 「いきいきセンター」	969-3521	喜多方市塩川町字身神300-1	0241-27-3948	0241-27-3948

4. 4節 安定ヨウ素剤服用及び避難退域時検査

第1 安定ヨウ素剤の備蓄・配布等

町は、原子力災害発生時に配布を行うことを想定し、安定ヨウ素剤を備蓄するものとする。

原子力災害発生時には、国の指示に従って、配布・服用の指示を行うものとし、町は、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、禁忌等について、服用対象者へパンフレット等による説明などを行う。

注) 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所のいずれも、核燃料に放射性ヨウ素はほとんど存在しないため、安定ヨウ素剤の服用が必要となる事態が生じることは考えにくいとされている。

第2 避難退域時検査の実施

町は、町民が放射性物質により被ばくした可能性がある場合、次の点に留意し、国、県、原子力事業者等の関係機関と協力の下、避難退域時検査体制の構築を図るものとする。避難退域時検査の実施にあたっては、以下の点に留意する。

- ア 避難退域時検査は、放射性物質放出後に避難した住民及びその携行品（避難に必要な物に限定（例：車両、防災用品、処方された医薬品等））について行う。
- イ 避難退域時検査場は、次表の中から、災害の規模や避難の状況により開設することとされている。
- ウ 町は、国をはじめ関係機関との連携の下、要員の参集及び配置、資機材の調達等について調整を図る。

表 避難ルート周辺避難退域時検査場の候補施設一覧

施設名	住 所	収容台数	面 積
会津大学	会津若松市一箕町大字鶴賀上居合90	450台	1,754m ²
会津医療センター駐車場	会津若松市河東町谷沢字前田21-2	748台	-
郡山カルチャーパーク駐車場	郡山市安積町成田東丸山61	2,019台	4,642m ²
開成山陸上競技場駐車場	郡山市開成1丁目5-12	陸上競技場北側185台	陸上競技場24,000m ² 開成山野球場19,710m ²
郡山総合体育館駐車場	郡山市豊田町3-10	体育館北側190台 陸上競技場西側100台	13,097m ²
農業総合センター駐車場	郡山市日和田町高倉下中道116	100台	498m ²
市民スポーツ広場	須賀川市中曾根60	473台	937m ²
道の駅さくらの郷	二本松市東新殿字平石田12-2	23台	-
道の駅ふくしま東和	二本松市太田字下田2-3	44台	-
城山総合グラウンド	二本松市郭内4-220	290台	-
岩代第二体育館	二本松市小浜字藤町368	44台	1,750m ²
岩代図書館駐車場	二本松市小浜字藤町242	44台	-
田村市総合体育館	田村市船引町船引字遠表400	1,355台	6,096m ²
滝根体育館	田村市滝根町神俣字河原146-1	1,060台	1,264m ²
滝根運動場			-
神座運動場	本宮市関下字東原7	170台	-
道の駅ばんだい	耶麻郡磐梯町磐梯十王堂38	93台	932m ²
平田村中央公民館	石川郡平田村永田字切田158-5	50台	1,200m ²
平田村総合運動場	石川郡平田村永田字切田113-2	50台	-
三春町営グラウンド	田村郡三春町大字貝山字泉沢100	500台	約2,300m ²
小野公園多目的グラウンド	田村郡小野町大字小野新町字美壳65-1	約250台	-
小野町B&G海洋センター	田村郡小野町大字小野新町字美壳65-1	140台	2,534m ²
町民体育館	田村郡小野町大字小野新町字美壳65-1	190台	5,403m ²
津島活性化センター	双葉郡浪江町大字下津島字松木山22-1	79台	-

第3 原子力災害医療体制

国・県は、警戒事態等を含めた異常事態の発生時における原子力災害医療について、放射線障害に対応する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築している。

原子力災害医療を行う医療機関は、国や県の支援の下、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備を行うとともに、医療従事者への教育や研修を行うなど組織体制の整備を図るものとする。

県内の原子力災害医療体制は下図の通りである。

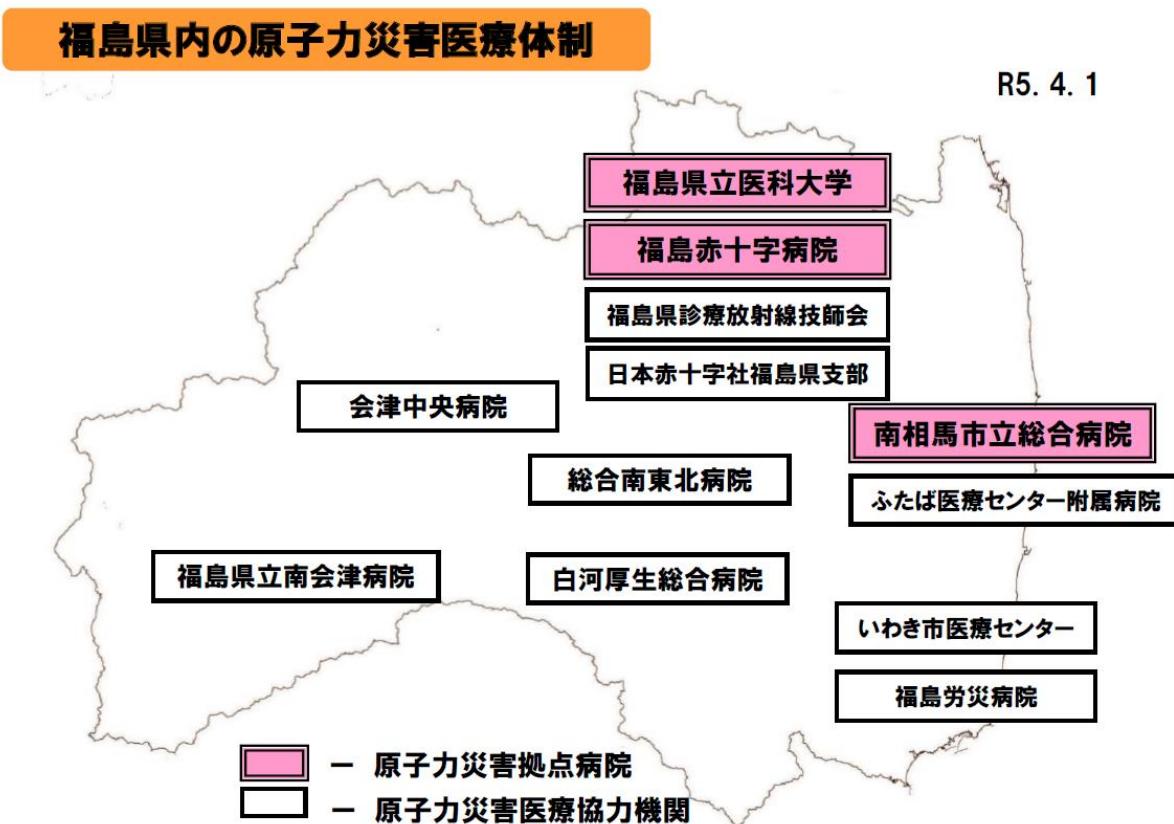


図 福島県内の原子力災害医療体制

第5章 今後の対応

第1 避難中継所の設置と運営

町は、避難中継所を設置するために、事前に次表の内容について、避難先市町村と協議を進める。

表 避難中継所に関する協議事項

協議事項	内容
(1) 避難中継所の役割	避難中継所の役割のうち、何を行うかを決めておく。
(2) 集約する避難施設の優先度	避難先施設を集約する場合、どの施設に優先的に集約するかを決めておく。

第2 他市町村に避難している町民への対応

町外に居住している東日本大震災による避難者については、適切な避難誘導等を行うために、情報の伝達や避難先の確保等について、県と町及び避難先市町村が連携して手順を定め対応することが、県広域避難計画に定められている。

このため、避難者の人数把握、安否確認、避難先への誘導等、本町と避難先市町村との役割分担について、今後、町と県及び避難先市町村との協議を進める。

第3 行政機能の移転への準備

町は、広域避難によって庁舎としての機能維持が困難となり、住民の避難先となった避難先市町村に庁舎が移転する事態となった場合においても、住民に対する行政サービスの継続性が確保できるよう、あらかじめ代替施設を選定のうえ、機能移転に必要な情報や移転する備品等を事前にリストアップするなど、移転体制の準備を進めておくものとする。

第4 広域避難計画を踏まえた訓練の実施

町は、円滑かつ確実な広域避難が可能となるよう本計画等に基づく原子力防災訓練を継続的に実施するものとする。また、周辺市町村等と連携した情報共有の訓練などに取り組み、原子力防災関係職員同士の横の連携強化を図る。

第5 広域避難計画の啓発

町は、住民に対して、本計画に基づく広域避難を円滑かつ確実に実施してもらうために、説明会や住民を交えた訓練などを行い、理解を求めるものとする。

原子力用語集

※「福島県原子力用語集」
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025c/genan183.html>) 等を参考

【あ行】

IAEA (国際原子力機関、International Atomic Energy Agency)

世界平和・健康及び繁栄のため原子力の貢献を促進すること、また、軍事転用されないための保障措置を実施することを目的に 1957 年に設立された国際機関である。

アルファ線 (α 線)

原子核のアルファ崩壊に伴って、原子核から飛び出すヘリウムの原子核のことで、電離密度が高く、ベータ線等の数百倍の密度の電離を引き起こす。しかし、生体組織に対する透過力は弱いことから、外部被ばくは問題ないが、内部被ばくの場合は DNA に大きな損傷を与える、強い影響を引き起こす。

安全確保協定

福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の保守運営に係る周辺地域住民の安全確保を目的とした協定。安全確保対策等のため必要な事項はその都度通報連絡され、特に、トラブル等の発生時においては、その状況、リスクの程度、復旧等の見通し等を迅速かつ正確に通報連絡されることになっている。

安定ヨウ素剤

原子力災害時等により、放射性ヨウ素が体内に摂取されると、甲状腺に集まりやすい性質がある。この放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを軽減するために服用する医薬品がヨウ素剤である。体内に摂取された放射性ヨウ素は迅速に血液中に移行するが、ヨウ素剤を摂取することで、血液中の安定ヨウ素に対する放射性ヨウ素の割合が減少し、甲状腺に達する放射性ヨウ素の量が減少する。

EAL (緊急事態の区分を判断するための基準、Emergency Action Level)

事故の発生した原子力発電所の状態がどの緊急事態区分（警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態）に該当するか判断する技術的基準。

一時移転

放射性物質の放出後、被ばくの影響をできる限り低減することを目的とした防護措置である。高い空間放射線量率が計測された地域においては数時間から 1 日以内に、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においては、1 週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

ウラン

天然に存在する 92 種類の元素の中で最も重い元素で、すべて放射性同位元素である。天然のウランにはウラン-234（存在比 0.005%）、ウラン-235（同 0.72%）、ウラン-238（同 99.275%）が存在する。このうち原子炉で核分裂するのはほとんどがウラン-235 で、ウラン-238 は原子

炉内で中性子を吸収しプルトニウム-239となる。

OIL（運用上の介入レベル、Operational Intervention Level）

防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値より求めたレベルをいう。事故の態様、放出放射性核種の別、気象条件、被ばくの経路等を仮定して、包括的判断基準に相当する計測可能な値として導き出される。OILとしては、空間線量率、表面汚染密度、空气中放射性物質濃度等の様々な値が考えられる。

オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）

原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関する国、地方公共団体、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構等の関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設である。

屋内退避

放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

【か行】

外部被ばく

人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、放射線を体の外から受けることを外部被ばくという。起因となる主な放射線はガンマ線、エックス線、ベータ線及び中性子線である。

核種（放射性核種）

原子核の種類のことをいい、原子番号と質量数で区別する。例えば、水素（原子番号1）には、質量数が1の核種（軽水素）と、2の核種（重水素）及び3の核種（トリチウム）の3つの核種が存在する。

確定的影響（非確率的影響）

しきい値を超える被ばくをした場合にだけ現れ、受けた放射線の量に依存して症状が重くなるような影響。大量の放射線を受けた結果多数の細胞死が起きたことが原因と考えられる。確定的影響には、急性の骨髄障害、胎児発生への影響（精神遅延、小頭症）、白内障等が含まれる。

確率的影響

放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響で、しきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によってDNAに異常（突然変異）が起こることが原因と考えられている。

環境試料

原子力発電所の事故影響による環境放射能を測定するため、県内全域で採取され、分析される陸土、上水、海水、海底沈積物、農畜産物、水産物等である。

ガンマ線（ γ 線）

放射性物質から放出される放射線で、電磁波の一種である。波長が短く、物を透過する能力が大きいことから、外部被ばくでの影響が大きい。原子力発電所では厚いコンクリートの壁などで何重にも遮へいしている。

帰還困難区域

5 年間を経過してもなお、年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が 50 ミリシーベルト超の地域。住民の一時立ち入りの際、スクリーニングを確実に実施し個人線量管理や防護装備の着用を徹底することとしている。

緊急時環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）

放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングのこと。

緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）

※「オフサイトセンター」と共通

緊急事態区分

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。緊急事態区分は、このような対応を実現するためのものであり、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の 3 つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにするものである。

緊急時モニタリングセンター

国、地方公共団体及び原子力事業者及び関係指定公共機関等が連携した緊急時モニタリングを行うため、原子力施設立地地域に、緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターの体制を準備する。緊急時モニタリングセンターは、国の指揮の下に国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員で構成される。

空間線量率

空間中の放射線の量を 1 時間当たりで表したものである。降雨などの気象状況により数値の変動がある。

警戒区域

市町村長が設定する、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、立入制限や退去等を命ずる区域である。

計数率

放射線を計数装置（測定器に入射した放射線の数を数える装置）で測定したときの単位時間あたりの数（カウント数）をいう。1 分間あたりの計数率は cpm と表記し、1 秒間あたりの計数率は cps と表記する。

緊急事態判断基準（15 条事態）

国は、原子力災害対策特別措置法（原災法）第 10 条にもとづく原子力事業所からの通報後、引き続き原子力事業所の状況、放射線量等に関する情報を入手し、原災法第 15 条に該当するかどうかの判断を行う。また、該当すると判断した場合には、緊急事態宣言を発出し原子力災害対策本部を立ち上げる。緊急事態判断基準（15 条事態）は次のとおりである。

- ・原子力事業者または関係都道府県の放射線測定設備により、事業所境界付近で 500 マイクロシーベルト/時を検出した場合
- ・排気筒等通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から 1m 離れた地点で、それぞれ通報事象の 100 倍の数値を検出した場合
- ・臨界事故の発生
- ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗すること 等

原災法 10 条の通報すべき基準

原子力災害対策特別措置法第 10 条による特定事象が発生した場合、原子力事業者から国、地方公共団体へ通報する基準のことである。

緊急時活動レベル (EAL:Emergency Action Level)

※ 「EAL」と共通

警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要配慮者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。

原子力緊急事態宣言

原子力災害対策特別措置法第 15 条に定める原子力緊急事態に至った場合、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出される。国は原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）の設置、原子力事業者、国の各機関、関係自治体等に対する必要な指示等を行うとともに、原子力災害現地対策本部（本部：副大臣）をオフサイトセンターに設置し、原子力災害合同対策協議会が組織される。

原子力災害合同対策協議会

原子力災害が発生した場合に、オフサイトセンターにおいて、国の原子力災害現地対策本部や地方公共団体の災害対策本部等が組織する協議会のこと。情報を共有しながら、連携のとれた原子力災害対策を講じていく。

原子力災害対策指針（対策指針）

原子力災害対策特別措置法第 6 条の 2 第 1 項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために定められたもの。緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとすることを目的としている。

原子力災害対策特別措置法（原災法）

臨界事故の教訓を踏まえ、(1)迅速な初期動作の確保、(2)国と地方公共団体の有機的な連携の確保、(3)国の緊急時対応体制の強化、(4)原子力事業者の責務の明確化を図るとして 2000 年 6 月 16 日に施行された法律である。また、原子力災害の特殊性に配慮し、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法等の足りない部分を補い、原子力災

害に対する対策の強化を図る。また、これにより原子力災害から国民の生命、身体または財産を保護することと規程している。

原子力運転検査官等

原子力施設の安全確保の要として、原子力施設が所在する地域に常駐し、原子力施設の巡回・原子力事業者からのヒヤリングを通じての施設の運転状況等を確認するとともに、法令に基づく事業者の品質保証活動に係る検査（保安検査）等（緊急的な安全対策の現地確認等も含む）を行う。改善すべき事項があれば、原子力事業者に対して必要な指導を行う。

原子力防災専門官

原子力施設が所在する地域に常駐し、地元自治体等と協力して原子力防災体制を整備・維持するとともに、原子力事業者に対して必要な指導を行う。また、万一の緊急事態には、現地における原子力防災の要として、関係者・関係機関への指示や連絡調整を行い、住民の安全確保や事態の収束を図る。

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（重点区域）

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要であり、この区域のことを原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（重点区域）という。

原子炉圧力容器（RPV、Reactor Pressure Vessel）

原子力発電所の核燃料、減速材及び一次冷却材など原子炉の主要構成材料を収納し、その中で核分裂のエネルギーを発生させる容器である。

原子炉格納容器（PCV、Primary Containment Vessel）

原子炉圧力容器やポンプなど重要な機器をすっぽり覆っている機密構造物をいう。原子炉事故で放射性物質が原子炉圧力容器の外に漏れだした際に閉じ込めて外部に放出させない機能も有している。

現地事故対策連絡会議

施設敷地緊急事態に至った段階で、国の原子力事故現地対策本部と関係地方公共団体等との情報共有や対応準備等のために開催される会議のこと。

コンクリート屋内退避施設（コンクリート建屋）

屋内退避をするためのコンクリートでできた施設のこと。病院や介護施設において避難より屋内退避を優先することが必要な場合、一般的に遮蔽効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

【さ行】

GSG-2

IAEA 安全基準の「原子力又は放射線の緊急事態への準備と対応に用いる判断基準（Criteria for Use in Preparedness and Response for a Nuclear or Radiological

Emergency)」のこと。

シーベルト (Sv)

被ばくによるリスクを推定するための尺度となる線量の単位である。

施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。

施設敷地緊急事態要配慮者

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者をいう。

自然放射線

自然界にある放射線（宇宙線及び自然放射性核種に由来する放射線）であって、原子力利用や放射線発生装置の利用によって発生する人工放射線と対比して用いられる言葉である。

情報収集事態

原子力事業所立地市町村で震度5弱以上の地震が発生した場合（原子力施設等立地道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合には警戒事態となるため、除く。）をいう。

使用済み燃料プール

原子炉建屋上部にある、原子炉から取り出した使用済燃料を冷却保管するプール。

除染

身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去する、あるいは付着した量を低下させること。

除染対象物によりエリアの除染、機器の除染、衣料の除染、皮膚の除染などに分けられる。

セシウム 134

セシウムの放射性同位体の1つで、質量数が134の同位体を指す。半減期2.065年でβ線、γ線を放出する。

セシウム 137

セシウムの放射性同位体の1つで、質量数が137の同位体を指す。半減期は30.04年でβ線、γ線を放出する。ウラン等の核分裂によって生成される放射性同位体である。

全交流電源喪失

すべての外部交流電源および所内非常用交流電源からの電力の供給が喪失した状態をいう。

全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。

【た行】

大気安定度

大気中に放出された放射性物質の拡散予測に用いられ、風向風速とともに重要な気象パラメータのひとつ。拡散の度合いを示す指標で、A～Gに分類される。Aは大気が不安定であり放射

性物質は拡散される。G は大気が安定しており放射性物質は拡散されにくく遠くまで運ばれる。

窒素封入装置

設備本来の機密性が失われた原子炉施設に対して、水素爆発を予防するために設置された装置。原子炉圧力容器内及び原子炉格納容器内に窒素を封入することで水素濃度を可燃限界以下に保つ。

地方放射線モニタリング対策官

原子力施設の立地県に常駐し、平常時においては、各担当エリア内における原子力施設周辺等の環境放射線モニタリングの実施に関する専門的事項について、関係自治体との連絡・調整や情報共有システムの点検・管理等の業務を担当する。また、原子力施設で緊急事態が発生した場合には、国が設置する緊急時モニタリングセンターにおいて、関係道府県の監視センター等と協力して緊急時モニタリング活動の統率・企画調整等を行う。

超ウラン元素

原子番号 92 のウランより大きな原子番号をもつ元素の総称。人工放射性核種で天然には存在しない。ネプツニウム、プルトニウム、キュリウムなどがある。

特定原子力施設

災害時の応急措置を講じた後も特別な管理が必要な施設として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づいて国が指定した原子力施設。平成 24 年（2012）、福島第一原子力発電所が初めて指定された。

トリチウム

水素の放射性同位体である三重水素の別称。原子核が陽子 1 個と中性子 2 個からなっている。原子炉内でも生成するが、宇宙線と大気中の窒素や酸素との反応でも生成するので、自然界にも存在している。半減期は約 12.3 年である。

【な行】

燃料デブリ

原子炉冷却材の喪失により原子炉燃料が溶融し原子炉構造材や制御棒等と共に冷えて固まったもの。

【は行】

バックグラウンドの毎時放射線量

日常生活の中で、種々の自然発生放射線、例えば宇宙線、地球上に存在する放射性物質、体内で自然発生している放射線。

PAZ（予防的防護措置を準備する区域、Precautionary Action Zone）

急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域である。

避難指示区域

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故により、原子炉の損傷や放射性物質の放出・拡散による住民の生命・身体の危険を回避するため、国が避難指示を発出した区域。

避難退域時検査

避難指示を受けた住民等（ただし、放射性物質の放出前に予防的に避難を実施する住民を除く。）の迅速な避難を確保しつつ、放射性物質が付着していないことを検査し、30 km圏外への移動に問題がないことを確認するために実施するとともに、検査結果によっては除染等の処置を行うこと。

風評被害

事実でないのに、噂によってそれが事実のように世間に受け取られ、被害を被ること。また、実際には起こっていない、あるいは大したことのない問題が大げさに取り上げられ、噂が広まりその結果、問題の発生源とされる人や組織があらぬ被害を被ることである。

プルトニウム

原子番号 94 の元素で自然界には存在しない放射性物質である。ウランの核反応により生成し、プルトニウム自体は核分裂することから原子燃料として再利用することができる。環境試料中におけるプルトニウムは、そのほとんどが過去の大気中核爆発実験による放射性降下物に由来するものである。

ベータ線（ β 線）

原子核のベータ崩壊に伴って、原子核から飛び出す電子のことで、マイナスの電荷を持っているものと、プラスの電荷を持っているものがある。体内に取り込んだ場合に与える影響はガンマ線より大きいが、アルファ線より小さい。

防災業務計画

災害対策基本法に基づき、関係省庁、原子力事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災のための業務計画。原子力災害に係る防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 1 項の規定に基づき、原子力事業者は当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策を円滑かつ適切に遂行することを目的として計画されている。

放射性プルーム（放射能雲）

気体状（ガス状あるいは粒子状）の放射性物質が大気とともに煙突から煙のように流れる状態である。

放射線

ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたエックス線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線等のことである。

放射能

不安定な原子核は放射線を放出してより安定な原子核に変わる。この時、原子核から放出される放射線の種類には、アルファ線、ベータ線、ガンマ線等がある。原子核が放射線を出す能力を放射能という。放射能の単位はベクレル（Bq）で表される。

【ま行】

モニタリング

放射線を定期的あるいは連続的に監視・測定することである。

モニタリングポスト

原子力発電所周辺地域において、空間線量率などを連続測定している施設のことをいい、測定データはテレメータシステムにより常時監視している。県では 23 地点（うち 4 地点は津波で流失）、東京電力（株）福島第一原子力発電所では 8 地点、同第二発電所では 7 地点で観測している。

【や行】

UPZ（緊急防護措置を準備する区域、Urgent Protective action planning Zone）

国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL）、緊急時活動レベル（EAL）等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域である。

ヨウ素 131

ヨウ素の放射性同位体の 1 つで、質量数が 131 の同位体を指す。半減期 8.021 日で β 線、 γ 線を放出する。

溶融（炉心溶融）

原子炉冷却材の冷却能力の異常な減少、あるいは炉心の異常な出力上昇により、燃料体が過熱し、かなりの部分の燃料集合体または炉心構造物が溶融することである。

【ら行】

冷却材

原子炉内で発生した熱を取り出すために使われるもので、軽水・ナトリウム・炭酸ガス・ヘリウムガス等が使用される。軽水炉は、冷却材の軽水が減速材も兼ねる。